

鳥取県

漁番	港号	漁港名	読み	種別	所在地 (市町村名)	漁港 管理者	漁業 協同組合	分区	海岸 保全 区域	港則 法 適用	ビジ ター 受入	指 定 年 月 日	区域変更 年 月 日	離島・ 半島	有人国境 離島	備 考
3410010	東	ヒガシ		1	岩美郡岩美町	岩美町	鳥取県					S27.2.29	H19.7.10			
3410030	岩戸	イワド		1	鳥取市	鳥取市	鳥取県		○			S26.8.21	H19.3.28			
3410040	酒津	サケヅ		1	鳥取市	鳥取市	鳥取県		○			S26.8.21	H16.10.22			
3410050	船磯	フナヱ		1	鳥取市	鳥取市	鳥取県		○			S27.2.29	H16.10.22			
3410060	夏泊	ナツトマリ		1	鳥取市	鳥取市	鳥取県		○			S27.2.29	H16.10.22			
3410070	青谷	アオヤ		1	鳥取市	鳥取市	鳥取県		○			S27.7.29	H16.10.22			
3410080	長和瀬	ナカワセ		1	鳥取市	鳥取市	鳥取県		○			S27.2.29	H16.10.22			
3410090	羽合	ハワイ		1	東伯郡湯梨浜町	湯梨浜町	—		○			S31.7.6	H16.4.19			
3410100	御崎	ミサキ		1	西伯郡大山町	大山町	鳥取県		○			S27.7.29	H17.1.17			
3410110	御来屋	ミクリヤ		1	西伯郡大山町	大山町	鳥取県		○			S26.8.21	H17.1.17			
3410120	平田	ヒラタ		1	西伯郡大山町	大山町	鳥取県		○			S27.2.29	H17.1.17			
3410125	皆生	カイ		1	米子市	米子市	米子市		○			S59.3.6	H17.9.8			
3410130	崎津	サキヅ		1	米子市	米子市	米子市					S27.11.24	H6.8.16			
3410140	渡	ワタ		1	境港市	境港市	—					S27.11.24	H28.3.1			
3420010	泊	トマリ		2	東伯郡湯梨浜町	鳥取県	鳥取県		○			S26.8.21	H16.4.19			
3420020	淀江	ヨトエ		2	米子市	鳥取県	鳥取県		○			S27.2.29	H17.1.17			
3430010	網代	アシロ		3	岩美郡岩美町	鳥取県	鳥取県		○	○		S26.8.21	S58.11.7			
3430110	境	サカイ		特3	境港市	鳥取県	鳥取県			○		S28.12.28	S54.11.26			

(注)

1. 分区欄は、分区の指定がある漁港について本港を含めた当該漁港全体の分区数を表す。
2. 海岸保全区域欄は、「○」は海岸保全区域指定済漁港、「◎」は海岸保全区域指定済漁港中、海岸法第5条第4項の漁港区域に接する海岸保全区域指定済漁港を表す。
3. 港則法適用欄は、「○」が港則法適用漁港、「◎」は関税法上の開港を表す。
4. ビジター(一時利用をいう。)受入欄は、ビジター艇の受入を行っている漁港を「○」で表す。
5. 指定年月日の欄は、一番最初に指定された告示年月日、区域変更年月日の欄は、現在の漁港の区域となった告示年月日を表す。
6. 離島・半島欄の「離島」は離島振興法(昭和28年法律第72号)に基づく離島振興対策実施地域、「半島」は半島振興法(昭和60年法律第63号)に基づく半島振興対策実施地域、「奄美」は奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)に基づく奄美群島に所在する漁港を表す。
7. 有人国境離島欄の「国境離島」又は「特定国境離島」は、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法(平成28年法律第33号)に基づく有人国境離島地域又は特定有人国境離島地域を構成する離島に存在する漁港を表す。